正八位
佐々木四郎

正六位に叙する（以上五月二十二日）
幸地　勝男

従四位に叙する
正八位
飯田　富興
谷島　秀夫

従五位に叙する（各通）
赤倉　諭
宮城　靜男
向井　久了

従五位に叙する（各通）（以上五月二十三日）
香川　勇
柳澤　一成

従五位に叙する（五月二十四日）
小林　淳三

従五位に叙する
吉岡　英敏

従六位に叙する（以上五月二十五日）

○叙勲

加納　一郎　濱田　一男
（秋田県井川町議会議員）　森田　潔

旭日単光章を授ける（各通）（五月十七日）
（山梨市議会議員）　志村　忍
（韮崎市議会議員）　土屋　泰一

旭日小綬章を授ける（各通）
加藤　政俊　村山　市蔵

旭日双光章を授ける（各通）
新井山松雄　松崎　重雄

旭日単光章を授ける（各通）（以上五月十八日）
三上　博　三原　一郎

旭日単光章を授ける（各通）（五月十九日）
菅原　瀧夫　田中　隆治　吉田　久雄

旭日単光章を授ける（各通）（五月十九日）
小嶋　準一　速水　陽一
松井　始　三好　力

瑞宝双光章を授ける（各通）
石丸　章良　奥山　光雄　武田千代吉

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十七日）
青木　富夫　伊東　敏男　梅原　實
岡本　省吾　廉澤　保廣　金子　金衛
久保田臣彦　銭廣　英男　千葉　的
徳永　元義　中尾　誠　山口　彬
吉田　倉昭

瑞宝双光章を授ける（各通）
阿邊　勝可　佐藤　芳幸　星　晃

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十八日）
（岡山大学名誉教授）　河野　通博

瑞宝中綬章を授ける
稲田　千冬　兎洞　宜廣　江川　佳徳
大橋　滿　柴　光夫　田中　昇
谷口　美年　谷田　吉治　徳田　明順
徳田　秀雄　畑山　泰雄　平山　克
福井　章　古嵜　隆男　三木　隼人

瑞宝双光章を授ける（各通）
新井　照次　栗崎　泰浩　佐藤　義晃
千賀　英作　藤田　伊一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十九日）
志摩　利雄　畠山　貞夫

瑞宝双光章を授ける（各通）（五月二十日）
（琉球大学名誉教授）　平良　勉

瑞宝中綬章を授ける
佐藤　光男　高梨　理
田中　達郎　林　直志

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上五月二十一日）
赤倉　諭　岡田　文雄　香川　勇
熊倉　啓治　宮城　靜男　柳澤　一成

瑞宝双光章を授ける（各通）（五月二十三日）
向井　久了

瑞宝小綬章を授ける（五月二十四日）
本邦駐箚チリ共和国特命全権大使　ダニエル・カルバージョ

旭日大綬章を贈与する
（在日アメリカ合衆国海軍横須賀艦隊基地司令官）アメリカ合衆国海軍大佐　ダニエル・レオン・ウィード

旭日中綬章を贈与する（以上六月十五日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、六月十八日午前九時五十分御出門、株式会社河野製作所本社工場を御視察のため、千葉県市川市へ行幸、午後零時四十五分還幸になった。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月二十一日午前十時十七分御出門、日本学士院第百回授賞式に御臨席のため、日本学士院会館（台東区）へ行幸啓、午後零時三十八分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十二年六月二十三日　外務大臣　岡田　克也

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十二年七月二十七日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　名　藤井　善文
　生年月日　昭和三十六年三月九日
　旅券申請上の住所　愛知県岡崎市竜美東一丁目六番地二十九
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TK〇五四二三八八
　発行年月日　平成二十一年十二月三日
　旅券名義人　藤井　善文
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十二年六月七日、岡崎簡易裁判所から、電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十二年六月九日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

一般船舶保障契約証明書の無効について

次の一般船舶保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の六において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行なったので、当該一般船舶保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年六月二十三日　東北運輸局長　木場　宣行

一般船舶保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
CB10—0001	EAST SUN	HO—3579	パナマ共和国	平成二十二年二月五日	平成二十二年五月二十七日